

京都府立木津川運動公園 会議室利用規定

■会議室利用

- ・本園の会議室は、次の方々が利用できます。
 - (1) 本園の主催・共催・後援・協力事業、または協力団体による利用
 - (2) 公共的団体※、学校等の主催による利用
 - (3) 本園のパートナー登録団体による利用
 - 登録団体の活動ではない利用や、名義貸しによる利用はできません。
 - (4) 荒天などによる緊急避難などで本園が認めた利用（事前予約はできません）
- ・当面の間、本園が定めた「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に従ってください。
- ・土足禁止です。
- ・火気は使用できません。
- ・水分補給をのぞき、飲食は原則おことわりします。
- ・大きな音だしをとまなう利用は、あらかじめご相談ください。
- ・使用後は清掃を行い、机やイスを元の状態に戻してください。
- ・ゴミはお持ち帰りください。
- ※ 公共的団体とは、団体の設置に府市が関与（補助）しているもの、または府市の事業について大きく関与しているものなどをいいます。
- ※ 宗教、政治目的の利用はできません。暴力団関係者の利用はできません。

■予約申込みについて

- ・原則として利用日の 3 か月前から受け付けます。
- ・3 か月前が休園日にあたるときは、その後の最初の開園日から受け付けます。
- ・イベントパートナー、プロイベントパートナーは、年度中の予約を受付けます。
- ・利用は、休園日を除く午前 9 時から閉園時間の 30 分前までとします。
- ・会議室を南北 2 室に分け、90 分を 1 区分とします。
 - 各区分開始時刻 9:00～、10:30～、12:00～、13:30～、15:00～
- ・申込み後、1 週間以内に所定の申込書を提出してください (fax 可)。
- ・期限までに提出がなければキャンセルとし、他の利用を優先することがあります。

■使用料と備品など

- ・使用可能な備品は 机、椅子、ホワイトボード、プロジェクター、マイクです。
- ・会議室の利用料と上記備品の使用料は無料です。
- ・冷暖房料は無料です。ただしできるだけ節電にご協力ください。

この規程は、変更することがあります。申込み前にご確認ください。
お問い合わせ、お申込は



京都府立木津川運動公園「城陽五里五里の丘」

〒610-0111 城陽市富野北角 14-8 電話 0774-66-6022 fax 66-6033

開園時間：午前 9 時～午後 5 時 休園日：木曜日、年末年始休園

ホームページ <http://fmpark.com>